

令和4年第9回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月28日 午前9時00分～午前9時35分

2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール

3. 出席委員 (10名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎・7 西村園
10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一。

4. 欠席委員 (4名) 4 宮元務・8 和田勇・9 西村尚・14 川村耕貴

5. 職務による出席者 書記 出島美穂

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 土佐町農用地利用集積計画について

その他

7. 会議の次第

事務局: おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会會議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は西村尚委員・川村耕貴委員の2名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後中央に立っているマイクまで行ってくださいて、発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。また、本日は農用地利用集積計画についての議題がありますので、それぞれの担当の農地利用最適化推進委員さんにも出席いただいております。農地利用最適化推進委員の皆さんには議決権はありません。それでは会長お願いします。

会長: おはようございます。令和4年第9回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。3番藤尾建委員、5番窪内一雄委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長: 続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局: 第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は3件の申請がありました。1件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長: 細川委員から補足説明はありませんか。

細川委員: ありません。

会長: 他に質疑等ありませんか。

他委員: なし。

会長: ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長: 全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、2件目について事務局の説明を求めます。

事務局: 2件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長: 藤尾委員から補足説明はありませんか。

藤尾委員: ありません。

会長: 他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めるます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長：藤尾委員から補足説明はありませんか。

藤尾委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに賛成の方の挙手を求めるます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第 2 号議案、農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案、農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農地法ではなく農業基盤強化法に基づきます。農業委員会の意見をきき、問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。今回は 5 件の諮問がありました。1 件目について説明します。

(申請内容説明)

会長：この件について和田廣信農地利用最適化推進委員より補足説明はありませんか。

和田廣信農地利用最適化推進委員：ありません。

会長：このほかについて、ご意見、ご質問はありませんか。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めるます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。続いて、2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：2件目の説明の前に、農業委員会会議規則第 11 条により、自己または同居の親族もしくはその配偶者が関係する疑義に参加することはできません。本件は西村美佐江委員に関する審議です。

会長：本件は農業委員会会議規則第11条、議事参与の制限に該当する案件でありますので、12 番西村美佐江委員は退出をお願いします。

(西村美佐江委員退出)

事務局：2件目について説明します。

(申請内容説明)

会長：この件について和田廣信農地利用最適化推進委員より補足説明はありませんか。

和田廣信農地利用最適化推進委員：ありません。

会長：このほかについて、ご意見、ご質問はありませんか。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めるます。

会長：全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。西村美佐江委員の入室を許可します。

(西村美佐江委員入室)

会長：続いて、3件目について事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:この件について和田廣信農地利用最適化推進委員より補足説明はありませんか。

和田廣信農地利用最適化推進委員:ありません。

会長:このほかについて、ご意見、ご質問はありませんか。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。続いて、4件目について事務局の説明を求めます。

事務局:4件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。続いて、5件目について事務局の説明を求めます。

事務局:5件目について説明します。5件目は公益財団法人高知県農業公社との間の利用権設定です。高知県農業公社は県内で農地中間管理機構の役割を担う組織です。今回は土地の所有者が農地中間管理機構と利用権を設定することについての審議です。そのあと、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を作成し、機構から受け手への利用権設定について計画をたて、今度は県で審査を受け、県知事の告示をもって担い手への農地集積が行われる予定です。

(申請内容説明)

会長:この件について、和田農地利用最適化推進委員より補足説明はありませんか。

和田農地利用最適化推進委員:

会長:この件について質疑等ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。

続いて、その他について、事務局からお願ひします。

事務局:お手元に1月18日に開催される全体研修についてのお知らせを配布しております。予定をしておいてください。年が明けましたら、再度ご案内を郵送しますので、出欠の連絡をお願いします。この全体研修は年に1回開催される研修会です。最近の国の農業にかかる情勢などの話もありますので、出席をお願いします。なお、今回も各市町村と会場をインターネットでつなぎますので、会場は土佐町役場2階の会議室となります。

事務局:つづいて、農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、ご説明します。2年前より毎年12月の総会で、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせについて、決議していただいております。年に一度は総会において決議をし、綱紀肅正の姿勢を強く打ち出すことが求められています。前回の決議から1年が経ちましたので、再度決議をお願いします。内容については、読み上げて提案します。なお、内容は前回と変更はありません。農業委員会の法令遵守の申合せ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ、決議する。

- ① 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の疑義参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委

員会の議事の公正さを確保すること。

② 農業委員。農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修を実施すること。令和4年12月28日 土佐町農業委員会

以上です。内容について補足説明します。農業委員会等に関する法律、以下農業委員会法と言います。第31条の疑義参与の制限とは、自分や、同居の親族もしくはその配偶者が関係する事項については、その疑義に参与することができません。該当する案件の時には、該当案件のみ退席していただくようになりますので、速やかに退席をお願いします。また、農業委員会法第33条により、作成した議事録をインターネットなどの適正な方法により公表しなければならないと定められています。これらは事務局で作業します。

会長：ほかに質疑はありませんか。

会長：ないようですので、原案のとおり農業委員会の法令遵守の申合せ決議を行うことに賛成のかたの挙手を求めます。

会長：全員挙手により原案のとおり採択します。お手元の配布資料の【案】の文字を抹消しておいてください。

連絡事項について事務局よりお願ひします

事務局：2023年の農業委員会手帳を配布しています。身分証明書は任期中ずっと同じものを使いますので、去年の手帳から身分証明書を挟みかえておいてください。次の農業委員会についてお知らせします。先にお伝えした通り、1月18日は全体研修があります。次の総会は1月27日、金曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。 事務連絡は以上です。

会長：そのほかにありませんか。今年最後の総会のすべての日程が終わりました。

今年も残すところあとわずかとなりました。新任の農業委員さんも慣れないことの連続で大変ご苦労されたことと思います。ご苦労様でした。私も4月から会長として手探りでやってまいりました。この一年を無事に終わることができるもの、皆さんのおかげです。引き続き、よろしくお願ひします。では、皆様よいお年をお迎えください。以上で第9回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 敦一

議事録署名委員

藤尾 建

議事録署名委員

淀内 一雄